

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>そもそものそもそもとして、「地球温暖化」「脱炭素化」は政治的な判断でしかなく、科学的には整合性が認められないとする科学者の方が多くいる話です。</p> <p>人の生活に関わる根本的な問題が、画一的な政治的判断のみで進められることには疑問があります。</p> <p>本当に人が住みやすい環境、生き物が生きやすい地球であるにはどうすべきか、日本から正しい知見を発信することは、世界的に非常に有意義なことと思います。</p> <p>是非今一度、根本から考え直す機会を持ってください。</p>	<p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に取り組んでいます。</p>
2	<p>複数市町村にまたがる場合、その影響は当然複数市町村にまたがるものであり、それをワンストップ化することで、それぞれの市町村への影響審査が軽んじられたり、許認可の手続きがないがしろにされたりすることがないように、十分注意が必要です。</p> <p>もはや、脱炭素化の名のもとに、再エネを推進すること自体、立ち止まって再検討する段階であり、ワンストップ化で「許認可を受けやすいようにすること」自体に反対です。</p>	<p>複数市町村にまたがる地域脱炭素化促進事業計画について都道府県が認定を行うには、都道府県と市町村が共同で促進区域を設定することが求められるため、市町村が促進区域設定を希望することが、都道府県が関与する前提となっています。</p> <p>また、都道府県が認定を行う際は、あらかじめ関係する市町村に協議をし、同意を得ることとされています。</p> <p>こうした仕組みにより、都道府県が関与する場合であっても、市町村の意見を適切に反映することとしています。</p>